



令和3年4月28日(水)発行  
 校長 栗原博巳  
 北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号  
 HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

<学校教育目標>

豊かな心をもち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでつくる尾倉中学校～

<目指す生徒像>

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
- ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
- ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

## 生徒の安全確保について(学校と家庭で子どもを守ろう)

毎朝、登校指導をして感じるがあります。尾倉中学校は後ろに皿倉山、周囲にも緑が多く、近くには九州国際大学、響ホールなど学術研究地区の側面ももっています。しかし、一方で、尾倉中学校付近の道路は交通量が非常に多く、横断歩道が整備されているとはいえ、交通事故の危険性もはらんでいます。

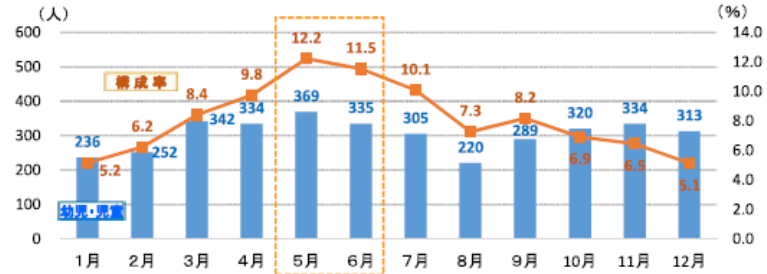
この度、子どもに関する交通事故発生状況等について、警察庁から情報提供がありました。これによると、

- 歩行中死者・重傷者に占める幼児・児童の割合は5・6月にかけ上昇
- 幼児・児童の死者・重傷者は、いずれも歩行中が約6割と最多、児童では約3割が自転車乗用中
- 歩行中幼児の死者・重傷者につき、時間帯では16～17時台、自宅からの距離別では50m以下が最多
- 歩行中幼児の死者・重傷者は約7割に幼児側(保護者等)の法令違反があり、飛出しが約3割で最多、次いで幼児のひとり歩きが約2割
- 児童の死者・重傷者は低学年で多く、歩行中では小学1年生が最多、学年が増すごとに自転車乗用中の割合が増加
- 歩行中児童の死者・重傷者につき、時間帯では16～17時台が最多、約6割に法令違反があり、飛出しが約4割で最多
- 自転車乗用中児童の死者・重傷者は、約8割に法令違反

などの特徴がみられます。特に新年度・新学期には、生徒の環境変化に伴う事故の増大等が懸念されることから、これらの情報を学校・家庭・地域で共有するとともに、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールの遵守や安全な道路の横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理の徹底による生徒の安全確保の更なる取組を進めていく必要があると感じています。部活動後の安全確保も、交通安全の観点からのみでなく、防犯の観点からも生徒に注意喚起をしていますので、ご家庭でも声掛けをお願いします。

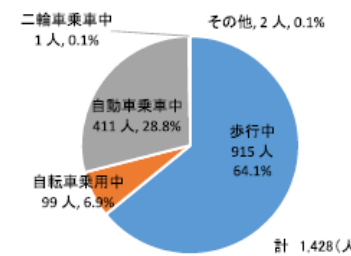
## ○ 子供に関する交通事故発生状況

歩行中の幼児(就園児・未就園児)・児童(小学生)の死者・重傷者数の月別推移【平成28年～令和2年合計】

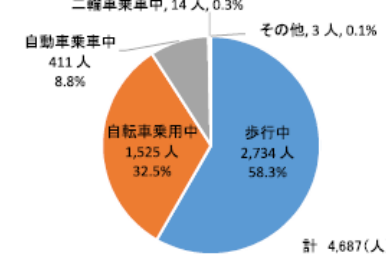


(注)「構成率」は、各月ごとの歩行中死者・重傷者数に占める幼児・児童の歩行中死者・重傷者数の割合

幼児の状態別死者・重傷者数【平成28年～令和2年合計】

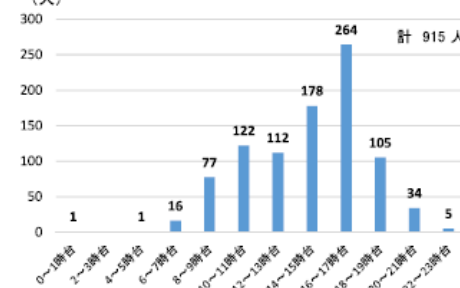


児童の状態別死者・重傷者数【平成28年～令和2年合計】

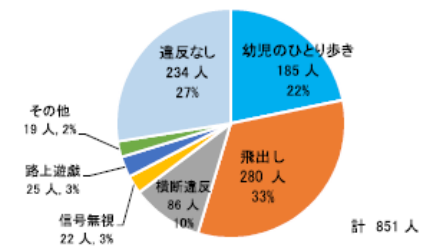


## ○ 歩行中の幼児(就園児・未就園児)の交通事故発生状況

歩行中幼児の時間帯別死者・重傷者数【平成28年～令和2年合計】

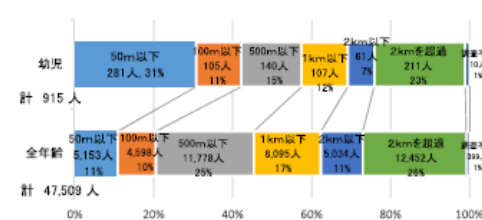


歩行中幼児(第1・第2当事者)の法令違反別死者・重傷者数【平成28年～令和2年合計】

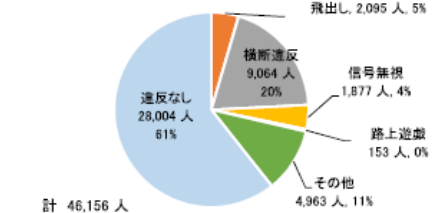


(注)「幼児のひとり歩き」とは、保護(監視)者の付き添わないものをいう。

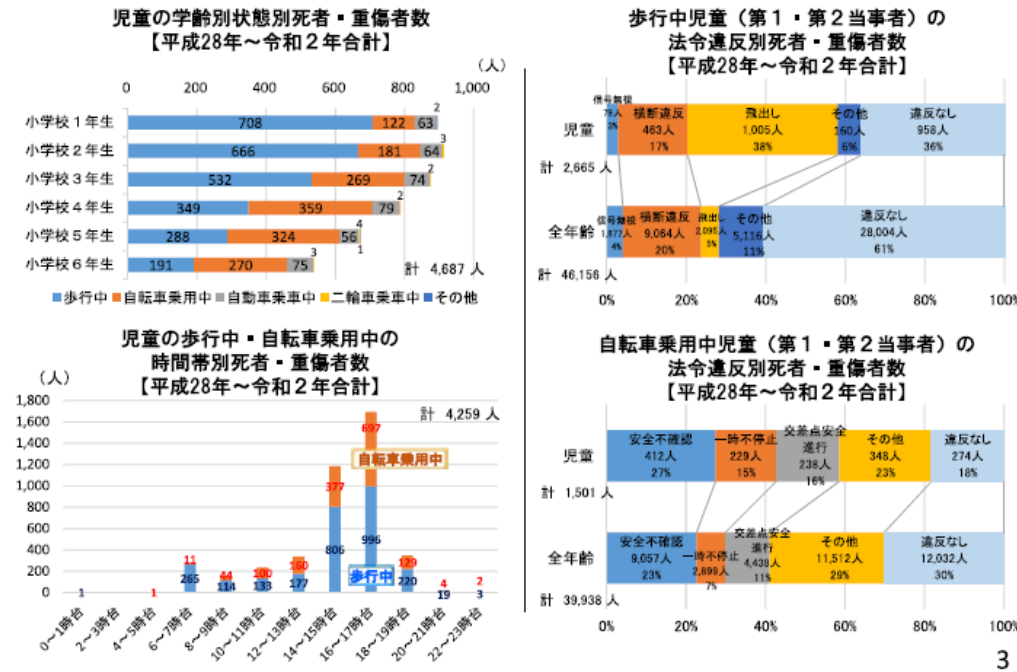
自宅からの距離別歩行中幼児の死者・重傷者数【平成28年～令和2年合計】



【全年齢】



## ○ 児童(小学生)の交通事故の発生状況



上記のグラフは小学生を基準にしています。ご家庭で、小学生の弟や妹もいると思いますので、参考にさせていただきます。

## 交通安全のポイント(中学生編)

● 中学生は、移動の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗用中に交通事故に遭うことが多くなっています。

また、自動車等に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まるなど社会人として、本格的に参加していくための準備段階にあります。

中学生の交通安全では、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と、知識を十分に習得するとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにしなければなりません。

### ■ 中学生の自転車事故

中学生の自転車事故の原因は、「一時不停止」「安全不確認」が5割以上を占めます。交差点では、信号機や「止まれ」の標識がない場所でも一旦停止をして、左右を十分に安全確認をしなければなりません。また、自転車も「車両」です。急には止まれないことは言うまでもありません。急な事態にもすぐに対応出来るよう、十分に止まれる速さで通行しましょう。

では、危険を回避するためには、どうすればいいでしょう？まず、「知っている交通のルールやマナーは守る。」また、危険を「予測」するということです。危険を「予測」するということは、「路地から子どもが飛び出してくるかもしれない」「ひよっとしたら車が曲がってくるかもしれない」など、予測をして通行することです。軽い事故でも必ず警察に届けましょう。

### 中学生・高校生の自転車乗用中の交通事故防止

～ 自転車を利用する中学生・高校生は、交差点での安全確認を徹底しましょう!～

例年、入学期から6月にかけて自転車事故が増加する傾向にあります。

- ◎ 自転車乗用中の死傷者数は、全年齢層を通じて中学生・高校生の年齢層が最も多い。
- 過去10年間(平成20年から平成29年)で、自転車乗用中の交通事故によって2,026人が死傷し、その内462人(23%)が中学生・高校生
- 中学生・高校生いずれの学年も自転車乗用中に死傷した割合が最も高く、高校生は、中学生と比較して自転車乗用中の割合が更に高い。
- 自転車乗用中の死傷者数は、中学生・高校生いずれも低学年ほど多い。
- 6月、11月及び12月が多く、特に高校1年、高校2年が多い。
- ◎ 中学生・高校生の自転車乗用中の人身事故は、登下校中、出会い頭の割合が最も高い。
- 中学生・高校生いずれの学年も登下校中の割合が高く、高校生は、中学生と比較して登下校中の割合が更に高い。
- 中学生・高校生いずれの学年も出会い頭の割合が最も高く、右左折時を含む交差点等での事故が全体の89%を占める。  
数字は鳥取県の例です。

自転車乗用中の交通事故の特徴を踏まえ、自転車を利用するときは自転車の交通ルールを遵守し、特に交差点における安全確認を徹底することが大切です。

自転車は通勤・通学やレジャーなど、日常生活に密着した環境に優しい乗り物として多くの人に利用されています。しかしながら、自転車が加害者となる対歩行者事故も起きており、自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが問題となっています。

福岡県では、全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していること及び自転車活用推進法の施行等を踏まえ、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を令和2年4月1日に施行しました。(自転車保険への加入義務化に関する部分については令和2年10月1日施行)交通ルールとマナーを守り自転車を安全に利用するとともに、万一に備え自転車損害賠償保険に加入しましょう。

### 自転車保険への加入義務化(令和2年10月1日施行)

《対象者》

- ・自転車を利用する人(子どもが利用する場合はその保護者)
- ・従業員に自転車を利用させる事業者
- ・自転車貸付業者(県への届出義務があります)